

令和5年度内部監査の実施状況について
(令和6年3月31日現在)

三重労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置等
局内各課室	令和5年10月23日から10月24日及び令和6年1月1日から同年1月17日の間で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・休暇簿(年次休暇)の事務処理において、請求理由の記載や請求日の誤りなど、一部不適正な手続が認められた。 ・出勤簿への休暇表示、官用車使用要求書の必要事項の記載もれ等が一部認められた。 ・外部電磁的記録媒体の棚卸が適切な日に実施されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不適正な手続について速やかに是正し、定められた取扱いに基づき、適正な事務処理を行うよう徹底した。 ・記載もれ等について速やかに是正し、定められた取扱いに基づき、適正な事務処理を行うよう徹底した。 ・定められた取扱いに基づき、適切な日に実施するよう徹底した。
四日市労働基準監督署 他5署	令和5年10月17日から同年12月14日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の超過勤務時間報告及び超過勤務手当の事務処理に関する書類について、記載誤りや不整合が認められた。 ・休暇簿(特別休暇、病気休暇)の事務処理において、休暇の取得事由の十分な確認を行わず承認しているものが認められた。 ・各休暇簿の事務処理において、請求日の誤りや残日数の計算誤り、出勤簿の事務処理において休暇等表示の記載誤りや記載もれ、旅行命令において旅行発令日の誤りなどが一部認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不整合及び記載誤りについて速やかに再確認させ是正し、同様の事案が生じないよう徹底した。 ・左記休暇の取得事由について十分な確認のもと承認を行うよう徹底した。 ・事務処理における記載誤り等について速やかに是正し、定められた取扱いに基づき、事務処理を行うよう徹底した。

<p>四日市公共職業安定所 他7所</p>	<p>令和5年11月8日 から同年12月7日 にかけて実施</p>	<p>・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他</p>	<p>・職員の超過勤務時間報告及び超過勤務手当の事務処理に関する書類について、記載誤りや不整合が一部認められた。</p> <p>・庁舎管理のための操作カード所持者にかかる事務処理について、記載もれが一部認められた。</p> <p>・年次休暇における残日数・時間の計算を誤ったため、本来の残日数・時間を超えて当該休暇の取得を承認し、賃金が過払いとなっている事案が認められた。</p> <p>・出勤簿への休暇等表示もれ、官用車使用要求書の必要事項の記載もれ、各休暇簿における記載誤りや記載もれ、外部電磁的記録媒体貸出許可簿における必要事項の記載もれが一部見受けられた。</p>	<p>・不整合及び記載誤りについて速やかに再確認させ是正し、同様の事案が生じないよう徹底した。</p> <p>・記載もれについて速やかに是正させ、所持者が適切に管理し適切な事務処理を行うよう徹底した。</p> <p>・当該時間については賃金支給できないため適正に処理し、同様の事案が生じないよう、年次休暇の残日数・時間について確認を徹底することとした。</p> <p>・記載誤り等について速やかに是正し、定められた取扱いに基づき、事務処理を行うよう徹底した。</p>
---------------------------	---	---	--	---